

## 高等学校における交流活動の推進

都立高等学校では、小・中学校時代に副籍制度を通じて培った交流経験や人間関係を基盤に、都立特別支援学校との学校間交流等を進めています。

### 生徒同士の交流のポイント

都立高等学校の生徒と都立特別支援学校の生徒とが、お互いの「顔が見える交流」を深めることが大切です。直接的にふれあうことによって相互理解が深まり、障害の有無に関わらず、一人一人を大切にすることが育つことが期待できます。

交流活動を進めるに当たっては、次のような工夫や配慮を行うことが大切です。

- ◆ それぞれが活躍できる場面をつくる。
- ◆ お互いに共有できる分かりやすい目標を決めて取り組む。
- ◆ 同じ場で同じ経験を共有できるようにする。

### 交流の事例

学校経営支援センターごとに実施している理解啓発事業の様子



- 各学校経営支援センターでは、毎年秋に「特別支援教育の理解啓発推進事業」を実施しています。その中で、都立高等学校の生徒と都立特別支援学校の生徒が舞台発表で共演したり、協力して販売活動を行ったりしています。内容も年々充実してきており、地域の皆さんも楽しむイベントに育ちつつあります。

### 学校間の連携の活性化

- ◆ 都立高等学校に在籍する発達障害の生徒への支援や、都立特別支援学校に在籍する障害のある児童・生徒の理解推進など、都立高等学校と都立特別支援学校との学校間連携は、今後ますます重要になります。
- ◆ 生徒同士の交流を活性化させるためには、教員同士が交流を深めることが大切です。各学校経営支援センターを中心に、それぞれの地域において、教員研修等を通じて教員同士が交流を深め、生徒同士の交流を盛り上げていくことが期待されています。

**「共生社会の担い手」を育成するためには、  
都立高等学校の先生方の理解と協力が不可欠です。**

編集・発行  
東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03-5320-6847  
東京都教育委員会印刷登録物 平成25年度 第208号

# 副籍制度の充実のために

**= 共生社会の形成に向けて =  
（「副籍ガイドブック」より）**



都教育委員会では、都立特別支援学校で学ぶ児童・生徒の居住地とのつながりを維持・継続するため、平成19年度より全都において「副籍制度」を導入し、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流及び共同学習を推進してきました。

このたび、都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき、これまで推進してきた副籍制度の現状と課題を把握・整理するとともに、副籍制度の更なる充実に向けて、「副籍ガイドブック」を作成しました。

副籍制度の充実のためには、小学校及び中学校の先生方の理解と協力が不可欠です。「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現に向けて、それぞれの地域において、都立特別支援学校の教員等と連携を図りながら、障害のある児童・生徒の豊かな地域生活の実現を御支援くださるようお願いいたします。

※ 「副籍ガイドブック」は、都内全ての区市町村立小・中学校及び都立特別支援学校に配布しています。詳細は、同ガイドブックを御参照ください。

平成26年3月  
東京都教育委員会